

## 緊急的な米需給調整対策にかかる意見書

平成21年産米は、政府の需要見通しを上回る米消費の減少や20年産米の大量持越しにともなう契約・販売進度の大幅な遅れなどから、価格は出来秋から1,000円/60kg近く下落したうえ、30万トン以上が古米として持越しされる見通しとなっており、これから収穫期を迎える22年産米の需給と価格への影響が懸念されます。

さらに、22年産米は、過剰作付けが見通されることや、豊作基調で推移していることなどから20～40万トン程度の過剰米の発生が懸念されており、米の消費減や21年産米の持ち越し在庫などと合わせ、60～80万トンもの需給ギャップが生じかねない状況です。

こうした状況を放置すれば、22年産米の全国的な価格下落と数年にわたる低米価が定着化することへの危惧、在庫を抱える産地・生産者の所得減少、国の財政負担増、全国的な生産数量目標の削減などにより、国の需給調整と米戸別所得補償制度に参加した農家ほど、営農の不安や制度への不信感を抱きかねません。

かかる危機的な状況を改善し、稲作生産者が安心して経営を展望できるよう、下記の緊急的な需給調整対策を早急に実施されることを強く要望します。

### 記

1. 戸別所得補償制度の本格実施にあたっては、22年産米の適正な需給・価格環境を整備し、米価が大幅に下落する事態を招かないようにすること。
2. 需給状況を改善するため、現下の過剰米を主食用市場から隔離することを柱とする政府による緊急的な需給調整対策を早期に決定し、市場へアナウンスすること。
3. 政府棚上げ備蓄（主食用米の買入及び非主食用処理）は現下の需給ギャップ数量を踏まえ、22年産米から前倒しし、早期に実施すること。
4. 水田を最大限に活用し、わが国の主食である米の安定供給と、飼料用米等の振興により、食糧増産と自給率向上を図るため、主食用については、需要に即した計画生産が必要であり、政府が定める生産数量目標を適切に管理するための出口対策を含め整合性のとれた政策体系を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年（2010）9月28日

出雲市議会